

経済産業省所管独立行政法人の見直し当初案整理表等

- 中小企業基盤整備機構

見直し当初案整理表	P. 1
主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料	P. 19
前回の「勧告の方向性」のフォローアップ	P. 23

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省				
沿革	<p>S33.7 中小企業信用保険公庫 → H16.7 中小企業金融公庫（信用保険業務）</p> <p>S38.8 日本中小企業指導センター → S42.8 中小企業振興事業団</p> <p>S55.10 中小企業事業団 → H11.7 中小企業総合事業団</p> <p>S40.12 小規模企業共済事業団 → S53.4 中小企業共済事業団</p> <p>S42.9 繊維工業構造改善事業協会 → H6.4 繊維産業構造改善事業協会</p> <p>S37.7 産炭地域振興事業団 → S47.10 工業再配置・産炭地域振興公団 → S49.8 地域振興整備公団</p> <p>S53.7 特定不況産業信用基金 → S61.9 産業基盤信用基金 → S62.5 産業基盤整備基金（地方都市開発整備等業務）</p>						
	<p>→ H16.7 独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>→ H16.7 独立行政法人都市再生機構</p>						
中期目標期間	第1期：平成16年7月～20年度（19年度見直し） 第2期：平成21年度～25年度						
役員数及び職員数 （平成25年1月1日現在） ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	非常勤職員		
	13人（3人）	12人（2人）	1人（1人）	785人	260人		
年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	21,318	20,271	19,901	22,917	19,114	19,627
	特別会計	—	—	—	15,317	4,219	2,027
	計	21,318	20,271	19,901	38,234	23,333	21,654
	うち運営費交付金	21,303	20,265	19,801	24,524	22,717	20,654
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	15	6	100	13,710	616	1,000
うち政府出資金	—	—	—	13,400	—	—	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	1,433,224	1,436,997	1,441,310	1,504,397	1,444,203	20,654	
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)	△761,858	△790,948	△731,285	△460,570			
発生要因	<p>○中小機構において発生している繰越欠損金は、主として小規模企業共済勘定による繰越欠損金であり、主な発生要因は、過去に市場金利水準が大きく低下した時期に、共済金の支給に係る予定利率の引き下げが遅れたため（予定利率改定は法律改正事項）発生した逆ざや（利差損）によるものである。</p> <p>○平成24年度における繰越欠損金の減少要因は、主として小規模企業共済勘定による当期総利益の増加によるものであり、株式市況の好転や為替の下落に伴い約2,500億円の信託運用益（資産運用収入）を計上したことによるものである。</p>						
見直し内容	小規模企業共済勘定における繰越欠損金削減計画（平成21年度から13～15年で欠損金を解消する計画）に基づき安全						

		かつ効率的な運用の実施に継続的に取り組んでいく。				
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	1,698	2,991	31,125	17,514		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	△189,353	69,358	△26,146	△229,397	(見込み)	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額						
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成24年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期中期目標期間中の業務実績評価では、「業務運営の効率化」の項目は、平成22、23年度が「AA」、平成21、24年度が「A」であった。なお、総合評価は、毎年度「A」であった。 ・一般管理費（退職手当を除く）については、中期目標期間中に毎年度平均で3%以上の削減することとしているが、平成21～24年度の4ヶ年平均で4.9%を削減した。 ・運営費交付金を充当して行う業務経費（退職手当を除く）については、新規追加部分を除き毎年度平均で前年度比1%以上削減することとしているが、平成21～24年度の4ヶ年平均で目標を大きく上回る7.2%の削減を達成した。 ・総人件費については、平成18年度からの6年間で6%以上を基本とする削減を行うこととしているところ、平成23年度末において平成17年度と比較して17.9%と大幅な削減を達成するとともに、平成24年度においても引続き総人件費削減に取組み平成23年度と比較し25.0%を削減した。 					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-1-

法人名	中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省		
事務及び事業名	相談・助言・情報提供、ハンズオン等支援事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>中小企業・小規模事業者は、経営革新を図りたい、海外展開を図りたい、販路を開拓したい、技術力や経営力を高めたい、経営や従業員を含めた生活の安定を図りたいといったニーズがある。この様々な要請に応えるため、中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談、助言、情報提供事業を実施。さらに、中小企業・小規模事業者の各種ニーズに応えるために、専門家を派遣し、中小企業・小規模事業者の経営課題、発展段階に応じたタイムリーで適切なアドバイスを行う。</p> <p>具体的には、中小企業・小規模事業者からの知的財産や法務、マーケティング、ビジネスプランの策定、海外展開、企業間連携、事業承継など幅広い経営課題をワンストップサービスで、アドバイスや情報提供等を実施。</p> <p>また、認定支援機関による中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定への支援、及び認定支援機関向け経営改善・事業再生研修を実施する。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	11,906	10,700	10,539	46,446	—
	国からの財政支出額	9,410	9,165	9,150	9,183	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	285人	253人	279人	282人	—
	非常勤	67人	36人	47人	51人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>中小機構は、①創業、新事業展開の促進、②経営基盤の強化、③経営環境の変化への対応という3つの事業の枠組みの中で、国の政策課題に対応するための以下の業務について強化を図る。</p> <p>(1) 東日本大震災の復興支援 (13ページ参照)</p> <p>(2) 販路開拓支援 中小機構はこれまで展示会・商談会等のビジネスマッチングの場の提供と専門家による出展支援等を行い、国内外の販路、業務提携先等の開拓を支援してきた。今後は、買い手となる大企業、海外企業等のニーズの収集・蓄積を強化するとともに、新たに構築するWebマッチングサイトで中小企業の優れた技術、製品等の情報を大企業、海外企業等へ提供する。</p> <p>展示会・商談会等とWebサイトの連動によるマッチング成果の向上を図るほか、Webマッチングサイトを通じた販路等の開拓を促進し、支援企業の量的な拡大と支援成果の向上を図る。</p>					

(3) 中小企業・小規模事業者の新陳代謝（創業、事業引継支援に向けた取組）

・中小機構の支援ノウハウを活用した環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙など成長分野での創業等に対するハンズオン支援やベンチャー企業へのリスクマネーの供給を下支えする起業支援ファンドの組成を促進するとともに、中小企業大学校における地域支援機関等への創業支援研修や創業に関する情報提供等を通じた女性・若者等の創業の促進等を支援する。

・後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者に対応するため各都道府県に設置される「事業引継ぎ相談窓口」、「事業引継ぎ支援センター」を支援する「事業引継ぎ支援全国本部」の機能を強化し、地域金融機関等の連携を通じた事業引継ぎのマッチング等を促進する。

(4) ものづくり連携支援

中小企業・小規模事業者は、我が国産業の競争力強化や地域の雇用確保に貢献している一方、国内需要の減少、大手企業の海外移転、新興国企業とのコスト競争等により、依然厳しい状況に置かれている。ものづくり企業が、今後とも国内を拠点として、新興国企業とのコスト競争等に対応していくためには、更なる生産性の向上に取り組むとともに、自社で不足する経営資源を補完するための取組が不可欠である。

ものづくり中小企業の先進的な取組として、複数の企業が協力・連携して事業を行い、提供できる製品やサービスの幅を広げ、新たな取引先の獲得や新分野に進出している例が見られる。

部品等の生産・加工を行うものづくり企業が他の同種の中小企業等と有機的に連携することにより、経営資源を有効に組み合わせて相乗効果を創出し、1社ではできない事業活動を一つの組織形態として継続的に取り組む「ものづくり連携グループ」の組成促進を図るとともに、組織運営上の課題解決、新たな販路の開拓や環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙など成長分野への参入等に向けた取組への支援を行う。

(5) 海外展開支援

取引構造が変化する中で国内中小企業・小規模事業者が自らのビジネスを成長・発展させていくためには、中小企業・小規模事業者自らが、成長著しい新興国市場を獲得していくことが必要である。海外展開の促進が国内の空洞化を助長するとの懸念もみられるが、海外への直接投資を開始した中小企業・小規模事業者の国内雇用については、直接投資を行っていない中小企業・小規模事業者を上回って推移しているなど、海外展開を行う中小企業・小規模事業者は、最終的に国内の雇用拡大にも貢献すると考えられることから、国内の事業基盤を維持しつつ、海外展開を積極的に行い、その成果を国内の雇用等に結びつけるような中小企業・小規模事業者の振興を図ることが、我が国経済の成長を図る観点からも重要である。

これまで海外展開に取り組んでこなかった中小企業・小規模事業者が、そのリスクに対応しつつ、競争力のある技術や製品等をいかした海外展開を行うことに対し、独立行政法人日本貿易振興機構と連携をしつつ積極的に支援する。特に、海外展開に関し知識不足、人材不足といった課題を持ちながらも海外展開に潜在力のある中小

	<p>企業・小規模事業者の発掘、情報提供、相談・助言、中小企業大学校での研修、実現可能性調査、東アジアを中心とするMOU締結国の海外企業との商談会の開催等を行い、海外展開の促進を図る。</p> <p>(6) 効率的・効果的な支援を行うための取組</p> <p>① ITを活用した支援インフラの整備</p> <p>支援対象の増加、支援件数の増加が見込まれる状況下において、新たに企業データベースを構築し、支援企業や優良中小企業の技術・製品情報の収集、蓄積を図り、機構内部での情報共有を推進する。また、Webを活用したマッチングシステムを構築し、中小企業と大企業等との効率的かつ効果的なマッチングを行う仕組みづくりにより、支援企業の量的な拡大と支援成果の向上を図る。なお、企業データベース、マッチングシステムについては、不断の情報更新や改善、進化の取組みを継続的に行う。</p> <p>② Web等を活用した中小企業・小規模事業者への情報発信力の強化</p> <p>支援を必要とする中小企業者・小規模事業者や創業を行おうとする者に支援施策情報が届くよう、国の支援ポータルサイトである「未来の企業応援サイト」との連携を図りつつ、Web等を活用した情報発信力を強化する。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>日本経済を取り巻く環境は、円高やリーマンショックなどの影響により長期化する景気低迷とデフレに加え、少子高齢化や新興国の台頭とそれに伴う比較優位構造の変化など構造的変化への対応が喫緊の課題となっている。</p> <p>全国420万の中小企業・小規模事業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である。特に、全国366万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことは日本経済の成長に不可欠である。平成25年6月に改正された中小企業基本法では、小規模事業者は、地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から重要な意義を有することから、小規模事業者に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模事業者の意義を踏まえつつその事業活動の活性化を推進することとしたところである。</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、全国420万の中小企業・小規模事業者、地域に広がるヒト、モノ、コミュニティといった経営資源は、日本の製造業の復活を支え、付加価値の高いサービス産業の源泉であり、世界に誇るべき産業基盤であり、こうした産業基盤の革新が、地域経済を再生させ、我が国の国際競争力の強化につながるものとされ、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になること、中小企業・小規模事業者の成長分野(環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙等)への進出、今後5年間で新たに1万社の海外展開の実現を目指し、国、地方公共団体に加え、中小企業・小規模事業者関係団体、地域金融機関などの支援機関が一体となって、地域のリソースの活用・結集・ブランド化、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進、戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援及び国際展開する中小企業・小規模事業者の支援を進めるとされている。</p> <p>また、「“ちいさな企業”成長本部行動計画」(平成25年6月4日“ちいさな企業”成長本部決定)においても、中小企業・小規模事業者の成長を目的として、中小企業・小規模事業者、支援機関、国それぞれがとるべき4つ</p>

	<p>の具体的な行動を定めている。</p> <p><4つの具体的な行動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する ・中小企業・小規模事業者の新陳代謝を活発にする ・下請け構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する ・海外に打って出る <p>さらに、「中小企業経営力強化支援法」（平成24年法律第44号）の認定経営革新等支援機関に対する専門家の派遣等の協力業務、「小規模企業活性化法」（平成25年法律第57号）の認定情報提供機関に対する情報の提供等の協力業務を中小機構の業務に新たに追加した。</p> <p>これらを踏まえ、中小機構は、中小企業・小規模事業者への支援政策の着実な実行を図るため、地域支援機関等と一体となって、より難度が高く、より専門性の高い支援を迅速かつ着実に実施していくことが求められている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>なし。</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-2-

法人名	中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省			
事務及び事業名	ファンド出資事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	創業、経営革新や再生等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援するため、民間資金のみでは組成が困難なファンドへの出資などを実施。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	55,292	16,861	103,047	117,698	—
	国からの財政支出額	140	212	3,693	275	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	19人	14人	20人	20人	—
	非常勤	2人	2人	2人	2人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	創業、ベンチャーから企業の成長・発展、事業再生までを総合的に支援する役割、及び地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実を図るとの方針のもと、本事業を引き続き実施する。					
上記措置を講ずる理由	中小企業・小規模事業者は、新たな産業の創出、雇用の確保、地域経済の活性化など日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。 中小機構がこれまでに果たしてきている、中小企業・小規模事業者を総合的に支援する役割、及び地域支援機関等を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実が必要であるため。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし。					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-3-

法人名	中小企業基盤整備機構				府省名	経済産業省
事務及び事業名	インキュベーション事業等（施設の整備・運営）					
事務及び事業の概要 （主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付）	研究開発の成果などを活用して創業する者や新事業展開を行う企業が事業化に向けた試作・試験や商品化を行うための入居施設等の整備・運営。					
事務及び事業に係る予算額 （単位：百万円）		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（要求）
	支出予算額	2,732	2,428	2,343	2,455	—
	国からの財政支出額	499	537	565	571	—
事務及び事業に係る職員数 （各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在）	常勤	56人	45人	53人	54人	—
	非常勤	9人	10人	12人	13人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	創業、ベンチャーから企業の成長・発展、事業再生までを総合的に支援する役割、及び地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実を図るとの方針のもと、本事業を引き続き実施する。					
上記措置を講ずる理由	<p>中小企業・小規模事業者は、新たな産業の創出、雇用の確保、地域経済の活性化など日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。</p> <p>中小機構がこれまでに果たしてきている、中小企業・小規模事業者を総合的に支援する役割、及び地域支援機関等を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実が必要であるため。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	なし。					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-3-

法人名	中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省			
事務及び事業名	研修事業（大学校）					
事務及び事業の概要 （主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付）	中小企業の経営者、後継者、経営幹部等に対し、経営管理や生産管理などの中小企業が抱える高度な経営課題や新たな政策の方向性に対応した実践的な研修を実施するとともに、都道府県等の中小企業支援担当者や経営指導員に対し中小企業・小規模事業者の経営の診断等に関する知識・手法を習得させる研修を実施。					
事務及び事業に係る予算額 （単位：百万円）		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（要求）
	支出予算額	4,740	4,315	4,082	3,935	—
	国からの財政支出額	4,161	3,801	3,412	3,190	—
事務及び事業に係る職員数 （各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在）	常勤	148人	122人	123人	123人	—
	非常勤	18人	12人	19人	18人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>創業、ベンチャーから企業の成長・発展、事業再生までを総合的に支援する役割、及び地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実を図るとの方針のもと、本事業を引き続き実施する。</p> <p>特に、中小企業大学校において、女性・若者等の創業の促進等を支援するため、地域支援機関等への創業支援研修を実施するとともに、中小企業・小規模事業者の海外展開を促進させるための研修を実施する。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>中小企業・小規模事業者は、新たな産業の創出、雇用の確保、地域経済の活性化など日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。</p> <p>中小機構がこれまでに果たしてきている、中小企業・小規模事業者を総合的に支援する役割、及び地域支援機関等を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実が必要であるため。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	なし。					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-4-

法人名	中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省			
事務及び事業名	高度化事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	事業環境の改善や経営基盤の強化を図るため、中小企業・小規模事業者が連携して取り組む事業に必要な設備資金の一部を、機構と都道府県が協調して、低利又は無利子の長期資金の貸付け等を実施。その他、機構は事業計画策定段階から継続的にアドバイスを実施。加えて、震災復興支援として、被災県が創設する被災者への貸付制度への支援を実施。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	36,563	75,549	84,058	64,040	—
	国からの財政支出額	—	163	261	241	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	58人	41人	44人	44人	—
	非常勤	6人	5人	6人	6人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	創業、ベンチャーから企業の成長・発展、事業再生までを総合的に支援する役割、及び地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実を図るとの方針のもと、本事業を引き続き実施する。					
上記措置を講ずる理由	中小企業・小規模事業者は、新たな産業の創出、雇用の確保、地域経済の活性化など日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。 中小機構がこれまでに果たしてきている、中小企業・小規模事業者を総合的に支援する役割、及び地域支援機関等を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実が必要であるため。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし。					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-5-

法人名	中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省			
事務及び事業名	小規模企業共済事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	小規模企業者（個人事業主、法人役員）が退職した場合等において、生活安定資金として、共済金等を支給する共済制度の運営。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	1,153,869	1,205,315	1,162,253	1,119,184	—
	国からの財政支出額	4,445	4,427	4,286	4,171	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在。ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	75人	73人	74人	75人	—
	非常勤	48人	48人	54人	54人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	創業、ベンチャーから企業の成長・発展、事業再生までを総合的に支援する役割、及び地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実を図るとの方針のもと、本事業を引き続き実施する。					
上記措置を講ずる理由	中小企業・小規模事業者は、新たな産業の創出、雇用の確保、地域経済の活性化など日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。 中小機構がこれまでに果たしてきている、中小企業・小規模事業者を総合的に支援する役割、及び地域支援機関等を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実が必要であるため。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし。					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-6-

法人名	中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省			
事務及び事業名	中小企業倒産防止共済事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者が著しい経営難や倒産の危機に陥るなどの事態を防止するために貸付を促進する共済制度の運営。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	142,396	109,113	90,177	72,936	—
	国からの財政支出額	1,610	1,594	1,550	1,483	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	66人	64人	60人	61人	—
	非常勤	97人	94人	91人	89人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	創業、ベンチャーから企業の成長・発展、事業再生までを総合的に支援する役割、及び地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実を図るとの方針のもと、本事業を引き続き実施する。					
上記措置を講ずる理由	中小企業・小規模事業者は、新たな産業の創出、雇用の確保、地域経済の活性化など日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。 中小機構がこれまでに果たしてきている、中小企業・小規模事業者を総合的に支援する役割、及び地域支援機関等を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実が必要であるため。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし。					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-7-

法人名	中小企業基盤整備機構				府省名	経済産業省	
事務及び事業名	震災復興支援事業						
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の支援を行うため、被災地域における仮設店舗・工場等の整備、震災復興アドバイザーの派遣、利子補給を行う基金の運営、事業の復興のための中小企業の海外展開支援等を実施。						
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)	
	支出予算額	—	—	34,012	5,924	—	
	国からの財政支出額	—	—	15,317	4,219	—	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	—	99人	46人	46人	—	
	非常勤	—	3人	4人	4人	—	
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	東日本大震災で被災した中小企業者・小規模事業者等の復興支援に引き続き取り組む。具体的には、被災中小企業・小規模事業者、自治体、地域支援機関等に対する相談・助言、専門家の派遣等を通じ、事業再開や被災地域のまちづくりに向けた再建計画の策定等を支援する。また、原子力災害により深刻な被害を受けた福島復興・再生については、被災地域のニーズを踏まえた仮設施設の整備等を通じ、被災中小企業・小規模事業者の事業再開に向けた取組を支援する。						
上記措置を講ずる理由	東日本大震災の復興支援については、被災地等の本格的な復興の加速に向けた取組への支援に引き続き注力していく必要があるため。						
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし。						

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-8-

法人名	中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省		
事務及び事業名	【経過業務】産業用地業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	産業用地の分譲等を実施。工業再配置等業務及び産炭地域経過業務の産業用地の分譲等の業務については、平成26年3月31日をもって終了予定。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	28,784	16,474	13,458	10,792	—
	国からの財政支出額	6	—	—	—	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在。ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	89人	71人	70人	70人	—
	非常勤	17人	19人	20人	18人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	工業再配置等業務及び産炭地域経過業務の産業用地の分譲等の業務については、平成26年3月31日をもって終了予定。					
上記措置を講ずる理由						
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)						

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-9-

法人名	中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省			
事務及び事業名	【経過業務】繊維業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	既保証債務の管理業務を実施（平成 22 年 5 月末で、繊維中小事業者への助成、繊維中小企業団体等が実施する展示会・求評会に対する助成、支援の事業を終了）。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (要求)
	支出予算額	81	171	15	17	—
	国からの財政支出額	—	—	—	—	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	2 人	1 人	1 人	1 人	—
	非常勤	1 人	1 人	1 人	1 人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	引き続き、既保証債務の管理業務を適切に実施。					
上記措置を講ずる理由						
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)						

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表-10-

法人名	中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省			
事務及び事業名	直接出資・債務保証業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	特定の法律認定を受けた中小企業等が、民間金融機関からの借り入れや社債発行による資金調達を行う際、民間金融機関などに対し、債務保証等を行う。又、旧産業基盤整備基金が行ったベンチャー出資等の管理業務。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	636	384	412	776	—
	国からの財政支出額	—	—	—	—	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	16人	12人	15人	15人	—
	非常勤	5人	5人	4人	4人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	創業、ベンチャーから企業の成長・発展、事業再生までを総合的に支援する役割、及び地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実を図るとの方針のもと、本事業を引き続き実施する。					
上記措置を講ずる理由	中小企業・小規模事業者は、新たな産業の創出、雇用の確保、地域経済の活性化など日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。 中小機構がこれまでに果たしてきている、中小企業・小規模事業者を総合的に支援する役割、及び地域支援機関等を支援する役割については、今後とも一層の強化・充実が必要であるため。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし。					

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
見直し項目	支部・事務所等の見直し	現場重視の組織運営		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>地方事務所について、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進として、H23年1月以降会議室の相互利用を99回（H24年度現在）実施してきており、今後も引き続き施設の相互利用等連携に取り組んでいく。また、両法人の地方事務所の連携によりワンストップサービスを提供できるよう、H23年8月に海外展開支援に係る共催事業の実施、地元企業等に対する両機構の事業の紹介等を盛り込んだ合意書を締結したほか、近畿本部について日本貿易振興機構大阪本部との集約化について手続きを進めているところ。</p>	<p>現時主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、制度・業務の改善や新たな政策への反映に努める。</p>		
上記措置を講ずる理由	<p>組織・業務運営全般の合理化・効率化を図っていく必要があるため。</p>	<p>実行性のある質の高い支援を実施していく必要があるため。</p>		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
見直し項目	随意契約の見直し	給与水準の適正化	業務運営の効率化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>「随意契約見直し計画(平成22年4月)」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外の契約については、一般競争入札等による調達を実現しており、今後も引き続き実施していく。</p>	<p>地域手当率の据え置き等によりラスパイレス指数を引き下げる取り組みを引き続き実施していくとともに、人件費全体の抑制を図っていく。H24年度においては、国家公務員の給与見直し及び退職手当の支給水準引き下げに準じた引き下げ措置を実施。</p>	<p>内部統制の更なる充実を図るとともに、運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費(退職手当を除く)及び業務経費の合計について、新規に追加されるものや拡充される分を除き、効率化を図るものとする。</p>	<p>機構が保有する資産については、これまで、地域資源アンテナショップR I N常設展示場の廃止(H23年度)、福利厚生施設として利用する共有持ち分の売却(H23年度)を実施したほか、一般勘定資産、債務保証業務の不要額、出資先第3セクターの精算による回収金等の国庫納付を実施してきており、今後も保有する資産については、不断の見直しを実施していく。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>契約について、実質的な競争性確保に引き続き取り組んでいく必要があるため。</p>	<p>ラスパイレス指数の低減に向けた取り組みを継続的に実施していく必要があるため。</p>	<p>実行性のある質の高い支援を実施していく一方で、一層の業務効率化を図っていくことも重要であるため。</p>	<p>機構が保有する資産について、必要最小限なものになっているかについて、引き続き検証をしていく必要があるため。</p>

中小企業基本法の体系図

中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び生活の向上を図る。

〈中小企業像〉

『我が国経済のダイナミズムの源泉』

①新たな産業の創出、②就業の機会の増大、③市場における競争の促進、④地域経済の活性化

中小企業の多様で活力ある成長発展

経営の革新及び創業の促進

- ・ 経営の革新の促進
- ・ 創業の促進
- ・ 創造的な事業活動の促進

中小企業の経営基盤の強化

- ・ 人材、技術、情報等経営資源確保の円滑化
- ・ 取引の適正化

経済的社会的環境の変化への 適応の円滑化

- ・ 環境の変化に応じた経営の安定及び事業転換の円滑化等

資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

<第2章第1節>

- 経営の革新の促進
- 創業の促進
- 創造的な事業活動の促進

<第2章第2節>

- 経営資源の確保
- 連携等の推進
- 産業・商業の集積の活性化
- 労働に関する施策
- 取引の適正化
- 受注機会の確保

<第2章第3節>

- 経済的社会的環境の変化に対する経営の安定及び事業の転換
- 中小企業者以外の者による不当な利益の侵害の防止
- 連鎖倒産の防止
- 再建・廃業のための制度整備

<第2章第4節 資金供給の円滑化及び自己資本の充実>

- 融資・信用補完事業の充実、適正な融資の指導等、○ 投資の円滑化、租税負担の適正化等

基本理念にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

基本理念にのっとり、中小企業に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経時的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- ・ 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展のため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努める。
- ・ 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努める。
- ・ 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業者と関係がある者は、国及び地方公共団体が行う施策の実施について協力しなければならない。

中小企業政策と中小機構事業との関係①

中小企業基本法		中小機構実施事業	
基本方針	基本政策	事業名	概要
経営の革新及び創業の促進	○経営の革新の促進	専門家の派遣①	<ul style="list-style-type: none"> ・株式公開を目指すベンチャー企業、第二創業、経営革新等による新事業開拓へ積極的に取り組む中小企業等に、専門家を長期継続的に派遣 ・優れた新商品・新サービスを持つ中小企業を対象に、マーケティング企画の策定および首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動を通じて、新たな市場開拓の土台作りを支援
		ビジネスマッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の中小企業を対象とした中小企業総合展（東京、大阪）や地域資源・農商工連携・新連携に係る法認定企業に対する事業者支援のためのビジネスマッチング等の大規模展示会を開催
		ファンド出資①	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業成長支援ファンド：新事業展開、転業、事業の再編等により新たな成長、発展を目指す中小企業に対して経営実態に即した多様な資金供給と経営支援を行うことを目的とするファンドに出資
	○創造的な事業活動の促進	地域資源・農商工連携、新連携の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の構想段階から販路開拓に至るまで、さまざまな場面で中小企業の活動を支援。
	○創業の促進	ファンド出資②	<ul style="list-style-type: none"> ・起業支援ファンド：設立から5年未満のベンチャー企業への投資・経営支援を目的とするファンドへの出資
中小企業の経営基盤の強化	○経営資源の確保（設備の導入・技術の向上・事業活動に有用な知識の向上）	高度化事業①	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が組合などを設立し、協同で経営基盤の強化等を図るために工場団地、卸団地、ショッピングセンター、協同利用施設などを整備する事業等に対して、都道府県と一体となって診断・助言を行い、土地、建物、構築物、設備に対する資金の貸付けを実施
		中小企業大学校による人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に9校の中小企業大学校を設置し、中小企業の経営者・管理者等及び中小企業を支援する方々を対象に高度で実践的な研修を実施。
		国際化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化支援アドバイス、海外展開セミナー・研修、海外展開計画策定に必要なF/S調査等の実施 ・海外展示会や国内の国際展示会への出展サポート
		ものづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小ものづくり高度化法に基づく研究開発の取り組みに対するアドバイス、研究開発成果の普及に向けたフォーラム・展示会等開催
		環境・安全・省エネ対策支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験豊富な専門員が、環境関連法律・制度に関するアドバイスを実施
		専門家の派遣②	<ul style="list-style-type: none"> ・株式公開を目指すベンチャー企業、第二創業、経営革新等による新事業開拓へ積極的に取り組む中小企業等に、専門家を長期継続的に派遣 ・優れた新商品・新サービスを持つ中小企業を対象に、マーケティング企画の策定および首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動を通じて、新たな市場開拓の土台作りを支援
		事業承継円滑化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継相談窓口で幅広い相談に対応、事業承継コーディネーターを配置して事業承継に関する専門家（弁護士、税理士、後任会計士等）と事業承継を総合的にサポートする「事業承継ネットワーク」を構築
		知的資産経営の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・知的資産経営マニュアル、知的資産経営実践の指針等の作成や普及・啓蒙
		施策情報等提供	<ul style="list-style-type: none"> ・J-Net21（中小企業ビジネス支援サイト）、中小企業景況調査による景気動向調査、等
		○連携等の推進	高度化事業②
	○産業の集積の活性化		
	○商業の集積の活性化	まちづくり・中心市街地の活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化に積極的に取り組む中心市街地活性化協議会または協議会を組織しようとする者をサポート、商業活性化及び中心市街地等活性化アドバイザー派遣事業、中心市街地商業活性化診断・サポート事業
	○労働に関する施策		
	○取引の適正化		
	○受注機会の確保		

中小企業政策と中小機構事業との関係②

中小企業政策と中小機構事業との関係

中小企業基本法			
	○受注機会の確保		
経済的社会的環境の変化への適応の円滑化	○経済的社会的環境の変化に対する平成の安定及び事業の転換	小規模企業共済	・小規模企業共済：事業廃止や役員退職の際の生活安定、あるいは事業再建を図るための資金を予め準備しておく共済制度（いわば経営者の退職金制度）
	○中小企業者以外の者による不当な利益の侵害の防止		
	○連鎖倒産の防止	中小企業倒産防止共済	・中小企業倒産防止共済：取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者自らが連鎖倒産する等の事態を防ぐため、共済金の貸付けを受けることができる制度
	○再建・廃業のための制度整備	中小企業再生支援全国本部	・47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」の更なる機能強化のために「中小企業再生支援本部」を設置し、協議会への助言、再生支援専門家の派遣を実施
		ファンド出資③	・中小企業再生ファンド：中小企業の再生支援を目的として設立されるファンドへ出資
資金の供給の円滑化及び自己資金の充実	○融資・信用補完事業の充実、適正な融資の指導等 ○投資の円滑化、瀕沿い負担の適正化等	債務保証	・産活法に基づき、事業資金を調達するための金融機関からの借入れ及び発行する社債について債務保証を実施。
その他 東日本大震災に係る中小企業対策		産業用地の提供 ファンド出資①	・大規模工場、オフィス、研究所、物流センター等の用地を提供。 ・被災した中小企業に安定資本を供給することにより産業の復興・創出・活性化と雇用創出を図るファンドへの出資 ・被災中小企業等の海外展開及び経営資源融合（合併）を通じて新たな成長・発展を目指す中小企業を支援するファンドへの出資
		ファンド出資②	・産業復興機構（旧債務の買取りにより地域金融機関からの新規融資を可能にし、被災事業者の早期再生を支援／5県で設立）への出資
		利子補給を行う基金の運営①	・日本政策金融公庫等の「東日本大震災復興特別貸付」等の借入を行う中小企業者のうち地震・津波等の直接被害を受けた中小企業者等の借入を無利子化する利子補給制度
		利子補給を行う基金の運営②	・産業復興相談センターを通じて事業再生を図る中小企業者等の既往債務の利子負担を補填する利子補給制度
		仮施設整備事業	・被災地域等において、早期の事業活動再開を希望する複数の中小企業者等が入居する仮施設（店舗、工場、事務所等）を整備
		高度化事業	・被災中小企業等が施設・設備の整備を行う場合に機構及び県が財源負担をし、県の第三セクターを通じて建物、構築物、設備に対する資金を貸付 ・既往債権の償還猶予、返済期間の延長、復興・電力需給対策のための高度化制度の拡充
		震災復興支援アドバイザー派遣	・被災した中小企業の再建や被災地域のまちづくりに関し、多彩な専門家を派遣しアドバイスを実施
		その他復興に向けた支援	・被災した共済加入者への貸付条件の緩和 ・国内国際展示会への出展支援、海外販路開拓のための商談会開催 ・中小企業大学校における震災復興支援研修

V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況（平成25年8月現在）

経済産業省所管（1法人）			
整理 番号	法人名（注1）	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）（注2）
1	中小企業基盤整備機構（19）	● 経営相談・助言事業及びハンズオン支援事業について、都道府県等中小企業支援センター等との役割分担に基づく重点化	② 中小企業を対象とした相談・助言・情報提供・ハンズオン支援等については、専門性を要する難易度の高い支援・全国レベルの広域な販路開拓等支援、また直近は東日本大震災に対応した復興支援に重点化を図ってきたところ。この一環で、生活関連産業ビジネス拠点支援事業、感性価値創造フェアを22年度限りで廃止し、事業承継に関するセミナーの開催数・開催規模を縮減（21年度：58回（3,174名）→23年度：16回（114名））している。また、中小企業の国際展開支援を強化するため、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、中国、韓国、ベトナム等の海外展示会への出展支援等を実施している。
		● ビジネスマッチング事業の重点化	② ビジネスマッチング事業については、地域支援機関や民間機関と連携し、全国レベルのマッチングに特化。なお、中小企業総合展とベンチャーフェアを同時開催して効率的に実施している。
		● インキュベーション施設の新規整備の限定	① 第2期中期目標期間中において、新たなインキュベーション施設の整備は行っていない。なお、中小機構施設整備費補助金について、平成19年度をもって廃止となっている。
		● 次期中期目標期間中に中小企業大学校の研修事業に	② 中小企業大学校については、実施する研修は真に必要なも

		<p>おける官民競争入札等の導入</p>	<p>のに限ることとし、研修企画面での中小機構の経験・能力等に留意しつつ、市場化テストの活用等民間への委託を基本とする。24年3月に中小機構に中小企業大学校在り方検討委員会を設置し、委託契約の対象範囲の確定、その実施方法・時期等に関する工程表を24年5月に策定した。これを受けて、実施する研修の見直しの検討を進めるとともに、民間委託実施済みの企業向け研修に加え、企業向けの経営管理者研修、経営後継者研修及び工場管理者研修並びに中小企業支援担当者向けの研修に係る業務（研修企画に係る業務を除く。）について、25年4月から市場化テストによる民間委託を実施している。</p>
--	--	----------------------	--

（注1）「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

（注2）措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。